発注情報詳細

１ 契約番号	５０８１００１０３７
２ 件名	幸市民館・図書館改修工事
３ 履行場所	川崎市幸区戸手本町１丁目１１番地２
４ 履行期間 /履行日数	契約の日から令和１０年７月１８日まで
５ 工事概要	（１）工事内容 ア　大ホールの特定天井対策、トイレの快適化、諸室等の配置の変更、浸水対策、バリアフリー対策を行う。 イ　建築改修工事　防水、外壁、建具、内装、塗装、躯体、屋外施設等の改修 ウ　昇降機械設備工事　ＥＶ操作盤改修、車椅子昇降機 （２）構造・規模 ア　鉄筋コンクリート造一部鉄骨造、地下１階地上３階建て イ　建築面積　３，３０４．６８㎡、延床面積　６，３６６．８８㎡ （３）施設内容 ア　市民館諸室　大ホール、大会議室、多目的ルーム、体育室、実習室　ほか イ　図書館諸室　一般開架図書コーナー、児童開架図書コーナー、閉架書庫、自習室　ほか ウ　その他共用部等　事務所、中庭、エントランスホール、倉庫　ほか
６ 一般競争入札参加資格	本工事の入札は、混合入札により執行します。 入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている２者（以下それぞれ「代表者」及び「構成員２」という。）により結成されている共同企業体（以下、「特定ＪＶ」という。）又は単体企業でなければなりません。 ただし、特定ＪＶの出資割合は、全ての構成員を２０％以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。 （１）特定ＪＶの資格条件 ア　全ての構成員に必要な条件 （ア）川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 （イ）川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 （ウ）次のａからｃのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ａ　令和７・８年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 ｂ　経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ｃ　建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※　上記ａ以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 （エ）令和７・８年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 （オ）令和７・８年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「Ａ」で登録されていること。 （カ）「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。 （キ）有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。

	（ク）本工事の他の特定ＪＶの構成員になっていないこと。 イ　特定ＪＶの代表者に必要な条件 （ア）建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 （イ）監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※　当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（「１２　注意事項」において、別に定める場合は、この限りではありません。）。 なお、建設業法第２６条第３項ただし書及び同項第２号により専任義務を緩和する場合（以下、「専任特例２号」という。）の監理技術者を配置する場合は、２現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。 ウ　特定ＪＶの構成員２に必要な条件 （ア）建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。 （イ）主任技術者（業種「建築」）を専任で配置できること。 ※　当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（「１２　注意事項」において、別に定める場合は、この限りではありません。）。 （２）単体企業の資格条件 上記（１）ア「全ての構成員に必要な条件」及び上記（１）イ「特定ＪＶの代表者に必要な条件」を全て満たしていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が５，０００万円（建築一式工事の場合は８，０００万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、（１）イ（ア）については一般建設業の許可でも可とし、（１）イ（イ）については主任技術者でも可とします。
７　特定ＪＶ新規登録申請	特定ＪＶは、次の手続きが必要となります。 （１）登録申請 入札参加申込締切日の**前日まで**に、特定ＪＶ新規登録申請を行ってください。 本工事の特定ＪＶ新規登録申請は、業者登録システムによる申請により行います。 申請方法については、入札公表詳細に掲げている「特定ＪＶ新規登録申請について（操作説明ダイジェスト版）」を御覧ください。 （２）申請受付 申請が受け付けられた場合、「申請受付完了」画面が表示されるとともに、登録した特定ＪＶ代表者の令和７・８年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「工事」の委任先メールアドレスに「申請受付通知」が送信されます。また、翌日に特定ＪＶとしての業者番号が記載された「ＪＶ登録完了通知」が送信されます。 （３）参加申込時の注意点 下記８のとおり、入札参加申込を行ってください。入札参加申込は、特定ＪＶとしての業者番号を使用してください。ＪＶ登録完了通知に記載されている業者番号以外で入札参加申込を行ったものは無効となる場合がありますので御注意ください。 （４）「共同企業体協定書及び委任状」の提出（「入札公表詳細」に掲げる様式を使用） 電子入札システムでの申込時に、構成員全員の押印まで完了しスキャンをした共同企業体協定書及び委任状のデータを添付してください。 添付方法については、入札公表詳細に掲げている「共同企業体における電子入札システム利用時の申込ガイド」を御覧ください。

	なお、電子入札システムで添付が出来ない場合や紙により入札参加申込を行う場合は、紙で次の期間内に持参してください。 ア　電子入札システム申込時に添付の場合　※電子申込期間に同じ。 提出期間：ＪＶ登録完了通知受領後から申込締切日の午前８時～午後８時 イ　申込場所に持参の場合 提出期間：「入札公表詳細」の公表日から申込締切日の午前８時３０分～午後５時 （土曜日、日曜日及び祝日を除く。） ※　入札参加申込がされた場合でも、上記提出期間内に当該案件に係る共同企業体協定書及び委任状の提出がない場合、入札参加申込は無効となります。
８　入札参加申込書等の提出方法・期間・必要な書類	※　特定ＪＶについては、入札参加申込締切日の前日までに上記７の特定ＪＶ新規登録申請がされていない場合、電子入札システムでの参加申込ができません。 ※　「入札情報かわさき」の「電子入札」に掲載している川崎市電子入札運用基準の中の「入札参加申込について」を必ず御覧ください。 （１）電子入札システムによる入札参加申込を行う場合 ア　電子入札システムへの添付書類及び申込書提出期間 ・単体の場合は、添付書類不要 ・特定ＪＶの場合は、共同企業体協定書及び委任状 提出方法については、上記７（４）を御覧ください。 提出期間：「入札公表詳細」の公表日から申込締切日の午前８時～午後８時、特定ＪＶの場合は、ＪＶ登録完了通知受領後から申込締切日の午前８時～午後８時 ※　ただし、添付に誤りがあった場合は、契約課に連絡の上、再提出が必要となります。再提出の依頼受付期間は、入札参加申込期間中の午前８時３０分～午後５時、入札参加申込締切日に限り午後４時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）となります。 （２）紙により入札参加申込を行う場合 申込提出場所に提出する書類 ア　一般競争入札参加申込書 ※　一般競争入札参加申込書は、「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の財政局「入札参加手続関係」からダウンロードできます。なお、特定ＪＶの場合は、「住所」欄は「特定ＪＶの所在地」、「商号又は名称」欄は「特定ＪＶの名称」、「代表者職氏名」欄は「特定ＪＶ代表者の代表者職氏名」を記載してください。 ※　特定ＪＶの場合は、上記７（４）と同時の提出を可とします。同時に提出する場合、一般競争入札参加申込書の業者番号は、空欄として提出してください。 イ　建設業退職金共済制度加入が確認できる書類 ※　特定ＪＶの場合は、下記に該当する各構成員分 ６（１）ア（ウ）a に該当する場合は、「不要」 ６（１）ア（ウ）b に該当する場合は、「有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書の写し」 ６（１）ア（ウ）c に該当する場合は、「建設業退職金共済加入履行証明書」 （※過去３か月以内に証明を受けたものに限る。） 提出期間：「入札公表詳細」の公表日から申請申込締切日の午前８時３０分～午後５時 （土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

9 設計図書類	設計図書類の取得 本案件は、設計図書の電子化実施対象案件です。設計図書については、競争入札参加資格があると認められた入札参加者が確認通知書を受信後に閲覧又は取得できます。取得方法については、「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の財政局「入札参加手続関係」の欄の「見積用設計図書・積算内訳書取得マニュアル」を御覧ください。
10 落札候補者が提出する書類	（１）配置予定技術者届（第１号様式その１） （２）特定ＪＶの構成員の「配置予定技術者届（共同企業体用）（第１号様式その２）」 ※　特定ＪＶの場合のみ提出してください。 （３）配置予定技術者の資格を確認できる書類 ※　特定ＪＶの場合は、構成員の分も併せて提出してください。 （４）配置予定技術者の雇用関係を確認できる書類 ※　特定ＪＶの場合は、構成員の分も併せて提出してください。 （５）下請契約に関する誓約書（第３号様式） （６）配置予定技術者届（監理技術者補佐用）（第１号様式その３） ※　特定ＪＶの代表者及び単体企業が、監理技術者（専任特例２号）を配置予定の場合のみ提出してください。 （７）配置予定監理技術者補佐の資格及び雇用関係を確認できる書類 ※　特定ＪＶの代表者及び単体企業が、監理技術者（専任特例２号）を配置予定の場合のみ提出してください。 （８）類似工事施工等実績確認（申請）書 ※　各種様式は、「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の財政局「入札参加手続関係」からダウンロードしてください。 ※　（１）～（７）は、１４　契約事務担当に記載のメールアドレス宛てに送付してください。 ※　（２）、（５）～（８）は、必要な場合のみ提出してください。 ※　技術者の専任が必要な案件について本市で営業所の専任技術者情報が確認できない場合は、「営業所における専任技術者証明書」の提出を求める場合があります。 ※　契約事務担当において、本工事に係る建設業許可又は経営事項審査結果が確認できない場合は、本工事に係る建設業の許可を受けていることを確認できる書類や有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書の写し（直近のものに限る。）の提出を求める場合があります。
11　契約手続等	次により契約を締結します。**ただし、当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和８年１０月頃）を要します。** （１）契約書の作成　要 （２）契約保証金　入札公表詳細を参照のこと。 （３）前払金　入札公表詳細を参照のこと。 中間前払金の適用については、「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の財政局「契約関係規定」の中の「川崎市公共工事の前払金に関する規則」、「川崎市公共工事中間前払金取扱要綱」を御覧ください。 本工事は、債務負担行為に係る契約の特則（川崎市工事請負契約約款第６７条）に基づく、支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額を設定します。 （４）議決を要する契約 本工事は、川崎市契約条例第５条に基づき、契約の締結に当たり、市議会の議決を要しますので、市議会で議決（令和８年１２月頃）を得たときに契約を締結します。また、落札者には、その旨を記載した仮契約書を交付します。

12 注意事項	（１）「川崎市入札契約に関する共通事項」及び「川崎市競争入札参加者心得」も併せて御確認ください。 （２）本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第７条第１項第１号に規定する特定工事請負契約（公契約）に該当します。 特定工事請負契約においては、川崎市契約条例第８条各号に掲げる事項を定めます。 特定工事請負契約は、下請も含め、市の定める基準を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。下請も含めて契約に違反した場合は受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際は十分に御注意ください。 詳しくは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「入札情報かわさき」の「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引」を御確認ください。 （３）専任配置を要する技術者について 本工事については、上記６（１）イ（イ）及び６（１）ウ（イ）における「落札候補者となった日」を「議決予定月」に読み替えるものとします。ただし、配置予定技術者が他の工事に従事している場合、落札候補者となった日において、議決予定月の前月末日までに他の工事の従事期間が終了する予定であることの確認を要します。 （４）本工事は、入札時積算数量書活用方式試行実施の対象工事です。 入札参加者が入札時積算数量書を活用することにより、積算の効率化を図ることや工事請負契約締結後において、積算数量に疑義がある場合に受発注者間の協議を行うことができます。 入札時積算数量書活用方式については下記を御覧ください。 URL: https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000185325.html
13 工事担当課（積算内容の閲覧場所及び疑義申立て先）	まちづくり局施設整備部公共建築担当（川崎市川崎区宮本町１番地　本庁舎１９階） 電話：０４４（２００）２９６７ メールアドレス：50kouken@city.kawasaki.jp
14 契約事務担当	財政局資産管理部契約課 窓　　口：川崎市川崎区宮本町１番地　本庁舎１６階 郵便宛先：〒２１０－８５７７ 川崎市川崎区宮本町１番地 電話：０４４（２００）２１００（建築契約係）　ＦＡＸ：０４４（２００）９９０１ メールアドレス：23keiyak@city.kawasaki.jp